

## 報道資料

令和5年6月2日

1 件 名	国民健康保険料の賦課誤りについて
2 日 時	令和5年6月2日
3 場 所	—
4 内 容	<p>先般、本市において介護保険料の賦課誤りの事実が判明したこと（令和5年5月30日公表の報道資料のとおり）に伴い、国民健康保険料について調査したところ、同様の賦課誤りの事実が判明したため、次のとおり公表するもの。</p> <p>(1) 概要</p> <p>国民健康保険料の徴収権には、2年の消滅時効が適用される（国民健康保険法第110条第1項）が、平成27年4月1日施行の国民健康保険法改正により、第110条の2が追加され、徴収権を行使する前段階である国民健康保険料の賦課決定について、「当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して二年を経過した日以後においては、することができない。」旨が規定された。</p> <p>年度当初より国民健康保険に加入している被保険者の当該年度の最初の保険料の納期は、特別徴収が5月10日、普通徴収が6月30日（山口市の場合）となっており、それぞれその翌日から起算して2年を経過した日を賦課期限とすべきであったが、特別徴収の賦課期限を普通徴収と同じ6月30日としてしまったことにより、賦課期限経過後に賦課決定を行った事例があることが判明したもの。</p> <p>(2) 対象保険料、人数及び金額</p> <p>①対象保険料：平成27年度から令和2年度まで</p> <p>②対象人数：14人（過大徴収12人、過大還付2人）</p> <p>③金額：過大徴収524,020円、過大還付137,450円</p> <p>(3) 原因</p> <p>月次の賦課計算処理では、国民健康保険システムで過去の年度の計算対象年を設定し判定を行っており、4月から6月までの月次処理では、普通徴収の賦課決定の期間制限を考慮し、システム上、過去の年度の計算対象年を月次処理時の2年前までと設定している。</p>



山口市

現行システムは、特別徴収の最初の保険料の納期（5月10日）と普通徴収の最初の保険料の納期（6月30日）の区分に基づくチェック機能を有しておらず、5月及び6月の月次処理ではシステムでの一括処理後、賦課決定の期間制限を過ぎている被保険者がいないかについて個別に確認し、該当があれば賦課決定しないよう対応する必要があったが、その処理が漏れていたことが原因である。

(4) 対象者への対応

過大徴収した方については、戸別訪問によりお詫びをし、説明をするとともに、還付を行うこととする。また、過大還付した方については、返還を求めないこととする。

(5) 再発防止策

確実に事務処理を行うため、作業マニュアルを見直し更新するとともに、作業及び決裁時のチェック体制を強化し、処理誤りを未然に防止する。

【参考】

●国民健康保険法第110条第1項（時効）

保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、これらを行使することができる時から二年を経過したときは、時効によって消滅する。

●国民健康保険法第110条の2（賦課決定の期間制限）

保険料の賦課決定は、当該年度における最初の保険料の納期（この法律又はこれに基づく条例の規定により保険料を納付し、又は納入すべき期限をいい、当該納期後に保険料を課することができることとなった場合にあっては、当該保険料を課することができることとなった日とする。次項において同じ。）の翌日から起算して二年を経過した日以後においては、することができない。

5 出席者 —

6 問い合わせ 健康福祉部 保険年金課（担当：山本）  
TEL 083-934-2802